

社会福祉法人 オリジンの村 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 オリジンの村（以下「当法人」という）定款第一〇条第2項の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(役員等報酬)

第2条 当法人の役員等の報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

2 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、役員等旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(1) 理事会及び評議員会等に出席した場合の費用弁償

東吾妻町内	3,000 円	(車 賃・日 当)
吾妻郡内	4,000 円	(〃)
上記以遠	5,000 円	(〃)

(2) 監事の監査実施及び群馬県の監査立会

東吾妻町内	3,000 円	(車 賃・日 当)
吾妻郡内	4,000 円	(〃)
上記以遠	5,000 円	(〃)

(改廃)

第4条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。